

フェニックス銘柄の発行会社における会社情報の本協会への報告に関する細則

(平16. 10. 19)

(目的等)

第 1 条 この細則は、「フェニックス銘柄に関する規則」(以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。

2 この細則の規定は、フェニックス銘柄の発行会社における会社情報の本協会への報告について、取扱会員が報告すべき最低限の内容を定めたものであり、取扱会員は、この細則の規定を理由として、積極的かつ適時、適切な会社情報の報告を怠ってはならない。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の定義は、規則に定めるところによる。

(本協会への報告項目)

第 3 条 規則第16条第 1 項に規定する会社情報報告細則に定める事象は、別表に掲げるものとする。

(取扱会員及び本協会における縦覧)

第 4 条 規則第16条第 7 項及び第 8 項に規定する会社情報報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中11に掲げるものを除く。)とする。

(指定振替機関の定義)

第 5 条 規則第 2 条第 8 号において別に定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

付 則 (平16. 10. 19)

この細則は、本協会が別に定める日から施行する。

「本協会が別に定める日」は、平成16年12月13日。

付 則 (平17. 2. 9)

この改正は、平成17年 2 月 9 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表 I. 「報告事象欄」 1 (2)及び 2 (8)、(10)、(11)並びに 6 (13)及び 7 (5)、(7)、(8)を改正。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 1 条を改正。

(2) 別表 I. の柱書きを改正。

(3) 別表 I. 「報告事象欄」 1 (1)の軽微基準を削り、(37)を新設し、旧(37)を(38)に繰り下げる。2 (20)を削除し、(25)を新設し、旧(25)を(26)に繰り下げる。3 の本文を改正し、10(13)を新設し、旧(13)を(14)に繰り下げる。

付 則 (平18. 3. 14)

この改正は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を改正。
- (2) 第4条を改正。
- (3) 別表Ⅰ。「報告事象欄」2(㉔)、3を改正し、10(1)を削り、旧(2)から(13)を(1)から(12)に繰り上げる。

付 則 (平18. 4. 26)

- 1 この改正は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 施行日前において、旧商法の規定により発行された新株引受権証券については、会社法の規定により発行された新株予約権証券とみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表Ⅰ。「報告事象欄」

- 1 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(20)、(29)、(30)及び(37)を改正。(8)の軽微基準を削り、(13)、(20)の軽微基準を改正。
- 2 (5)、(6)、(7)、(8)、(15)、(18)及び(25)を改正。
- 4 (2)を改正。
- 5 の本文を改正し、(4)を削除し、(5)から(7)を(4)から(6)に繰り上げる。
- 6 から10を7から11に繰り下げ、6を新設。
- 7 (5)及び(12)を改正。7(5)及び(12)の軽微基準を改正。
- 8 (3)及び(4)を改正。
- 11 (1)を削除し、(2)から(13)を(1)から(12)に繰り上げる。(2)、(5)及び(10)を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条第1項を改正。
- (2) 別表Ⅰ。「報告事象欄」の1(5)、(17)、(18)、(23)、(24)及び(35)、2(2)、(3)、(7)及び(17)、3本文及び(1)、7(15)、11(5)を改正。
- (3) 別表Ⅰ。「報告事象欄」の2(20)を削り、旧(2)から旧(26)を(20)から(25)に繰り上げたうえで、(2)及び(25)を改正。

付 則 (平20. 2. 19)

この改正は、平成20年3月31日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 規則の名称を変更。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第5条を新設。
- (4) 別表Ⅰ. 見出し、「報告事象欄」の1(33)を改正し、(34)を新設、旧(34)から旧(37)を(35)から(38)に繰り下げ、旧(38)を改正するとともに(39)に繰り下げる。
- (5) 2(19)を改正、(25)を新設、旧(25)を改正し(26)に繰り下げる。
- (6) 11本文、(6)、(7)、(11)及び(12)を改正。

付 則 (平20. 11. 18)

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条見出しを改正。
- (2) 別表Ⅰ。「報告事象欄」の1(㉗)及び2(㉘)を改正。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日」は平成21年1月5日。

付 則（平21. 1. 20）

この改正は、平成21年1月20日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

別表Ⅰ。「報告事象欄」7(6)の軽微基準を新設。

付 則（平22. 10. 19）

この改正は、平成22年11月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

別表Ⅰ。「報告事象欄」2(㉒)及び4本文を改正し、4(4)を新設。

付 則（平24. 10. 16）

この改正は、平成24年10月16日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条を改正。
- (2) 別表Ⅰ. 前文、同Ⅰ. 「報告事象欄」1(17)及び同(17)の軽微基準、同「報告事象欄」7(9)の軽微基準並びに別表Ⅱ. を改正。

付 則（平25. 9. 17）

この改正は、平成25年9月17日から施行し、同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書又は会社内容説明書について適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」1(13)、(15)から(20)まで、(2)、(7)及び(㉒)に係る軽微基準を改正。
- (2) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」2(1)、(4)から(6)まで、(11)から(14)まで及び(17)に係る軽微基準を改正。
- (3) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」3((1)から(3)までに係る部分を除く。)を改正。
- (4) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」5((1)から(6)までに係る部分を除く。)を改正。
- (5) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」7(1)、(7)、(8)、(10)、(㉒)及び(14)に係る軽微基準を改正。
- (6) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」8(2)から(4)まで、(9)及び(11)に係る軽微基準を改正。

付 則（平26. 11. 18）

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条第2項を改正。

付 則（平27. 4. 21）

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」1(㉙)を改正し、同(㉙)を(4)に繰り下げ。
- (2) 別表Ⅰ. 「報告事象欄」1(㉙)及び(40)を新設。

(3) 別表Ⅰ.「報告事象欄」2(14)の2を新設。

(4) 別表Ⅰ.「報告事象欄」4(2)を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

1 この改正は、平成27年5月19日から施行する。

2 平成27年4月1日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 別表Ⅰ.「報告事象欄」1(13)に係る軽微基準を改正。

(2) 別表Ⅰ.「報告事象欄」2(8)を改正。

(3) 別表Ⅰ.「報告事象欄」7(1)から(6)まで、(9)、(10)、(12)及び(16)に係る軽微基準を改正。

(4) 別表Ⅰ.「報告事象欄」8(1)から(3)まで、(8)及び(10)に係る軽微基準を改正。

付 則 (平30. 1. 30)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

(1) 題名を改正。

(2) 第1条第1項及び第2項を改正。

(3) 第3条を改正。

(4) 第4条を改正。

(5) 第5条を改正。

(6) 別表Ⅰ. 見出しを削る。

(7) 別表「報告事象欄」1(3)及び(4)を改正。

(8) 別表「報告事象欄」2(19)、(22)及び(23)を改正。

(9) 別表「報告事象欄」3(1)を改正。

(10) 別表「報告事象欄」11(6)、(7)、(11)及び(12)を改正。

(11) 別表Ⅱ. を削る。

別 表

第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。

報告事象欄	軽微基準欄
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>(1) 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し</p> <p>(2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始</p> <p>(3) 資本金の額の減少</p> <p>(4) 資本準備金又は利益準備金の額の減少</p> <p>(5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第27条の規定による自己株式の取得</p> <p>(6) 株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当て</p> <p>(7) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合</p> <p>(8) 剰余金の配当</p> <p>(9) 株式交換</p> <p>(10) 株式移転</p> <p>(11) 合併</p> <p>(12) 会社の分割</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度（発行会社が特定上場会社等（有</p>

価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。)である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」とする。)の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。))の同日における純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下同じ。)(当該発行会社が特定上場会社等である場合にあっては、連結財務諸表における純資産額(以下「連結純資産額」という。))とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「純資産額」とあるのは「連結純資産額」とする。)の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の経常利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「経常利益」とあるのは「連結経常利益」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の経常利益(当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、

経常利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「当期純利益」とあるのは「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。)の資産の増加額が当該発行会社の資産の増加額が当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる発行会社の売上高の増加額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる発行会社の経常利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる発行会社の当期純利益の増

(14) 解散（合併による解散を除く。）

(15) 新製品又は新技術の企業化

加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(15)において同じ。）の売上高の増加額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該発行会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(16) 業務上の提携又は業務上の提携の解消

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の売上高の増加額が当該発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額（当該発行会社が特定上場会社等である場合にあつては、連結財務諸表における資本金の額（以下「連結資本金額」という。）とし、以下、当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定の適用については、当該軽微基準欄の規定中「資本金の額」とあるのは「連結資本金額」とする。）とのいずれか少くない金額の100分の

10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該発行会社の最近事業年度（報告事象欄 1 (13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度）の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この1において同じ。）を乗じて得たものがいずれも発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下このロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の売上高の減少額が最近事業年度の当該発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）

(17) 子会社（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項

の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が当該発行会社の最近事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下このロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

次に掲げるもの（発行会社が子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。）のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。

(a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額）が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の最近事業年度の売上高の100分の10に相当す

る額未満であること。

(c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e) 発行会社の最近事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度。以下この(e)において同じ。）における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する発行会社の各事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、各事業年度）における当該子会社からの仕入高の見込額）が発行会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(f) 発行会社の最近事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度。以下この(f)において同じ。）における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する発行会社の各事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、各事業年度）における当該子会社に対する売上高の見込額）が発行会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が発行会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

(h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価と

(18) 固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得

して支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により決定された当該発行会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が発行会社の最近事業年度（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、最近事業年度の末日における純資産額（報告事象欄1(13)に係る軽微基準欄(a)イの規定にかかわらず、純資産額）の100分の15に相当する額未満であること。

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(a)において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該発行会社の同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による発行会社の経常利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の発行会社の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(19) リースによる固定資産の賃貸借

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(a)において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、当該発行会社の同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が発行会社（特

(20) 事業の全部又は一部の休止又は廃止

定上場会社等である場合にあつては、連結会社)の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。)の売上高の減少額が最近事業年度の当該発行会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。)の経常利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(c)において同じ。)の当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当該発行会社の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(21) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

(22) 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。)

新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(22)において同じ。)の売上高の増加額が最近事業年度の当該発行会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該発行会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれるこ

- (23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第31条に規定する買集め行為（以下この(24)において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示
- (25) 発行会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与
- (26) 代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動
- (27) 人員削減等の合理化

と。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。）の経常利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(c)において同じ。）の当期純利益の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (28) 商号又は名称の変更
- (29) 単元株式数の変更又は単元株式数の定め
の廃止若しくは新設
- (30) 事業年度の末日の変更
- (31) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5
項の規定による申出
- (32) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に
関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定
調停手続による調停の申立て
- (33) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約
権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又
は社債権者集会の招集その他フェニックス銘柄で
ある転換社債型新株予約権付社債券に関する権利
に係る重要な事項
- (34) 削除
- (35) 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- (36) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告
書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の
監査証明（金商法第193条の2第1項の監査証明を
含む。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動
- (37) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業
の前提に関する事項を注記すること。
- (38) 株式事務を株主名簿管理人に委託しないこと
- (39) 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1
項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の
全部の取得
- (40) 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に
規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係
る承認又は不承認
- (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会
社の運営、業務若しくは財産又は当該フェニク
ス銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資
判断に著しい影響を及ぼすもの

2 次に掲げる事実が発生した場合

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生
じた損害

発行会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の末日にお

(2) 主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動

(3) 特定有価証券（金商法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。）の指定の取消しの原因となる事実

(4) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことを。

ける純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社）の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が発行会社（特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(a)において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該発行会社の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完

結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。)の給付する財産の額が当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による発行会社の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による発行会社の経常利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による発行会社の当期純利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による発行会社(特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。)の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての

裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。）の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による発行会社の経常利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による発行会社の当期純利益の減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(a)において同じ。）の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近事業年度の売上高が発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(7) 親会社（金商法第166条第5項に規定する親会

社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。)の異動

(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)

(9) 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(以下「不渡り等」という。)

(10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等

(11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

(12) 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。)との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止

(13) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社。以下この(12)において同じ。)の売上高の減少額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(14) 資源の発見

(14)の2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求

(16) 株主による株主総会（普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の招集の請求

(17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の取引所金融商品市場における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の取

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(b)において同じ。）の経常利益の増加額が当該発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(c)において同じ。）の当期純利益の増加額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社。以下この(14)において同じ。）の売上高の増加額が当該発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、発行会社（特定上場会社等である場合にあつては、連結会社）の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

引所金融商品市場における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

(18) 社債に係る期限の利益の喪失

(19) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実

(20) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(22) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

(23) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、発行会社(特定上場会社等である場合にあっては、連結会社)の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

載されることとなったこと。

(24) 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなったこと。

(25) 自社の発行する有価証券について指定振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。

(26) (1)から(25)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該フェニックス銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。

3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。

(1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準（同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。

(2) 発行会社の親会社に2の(1)、(2)又は(7)から(10)までに掲げる事実が発生したこと（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして2の軽微基準欄に掲げる基準（同2の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。

(3) 発行会社の親会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まったこと。

4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び

その施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。

- (1) 当該発行会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
- (3) 当該発行会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況
- (4) 当該発行会社の反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

5 当該発行会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は当該発行会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該発行会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準（当該発行会社が特定上場会社等である場合の当該発行会社の売上高、経常利益又は純利益にあつては、(1)から(3)までに定める基準を除く。）に該当するものに限る。）が生じた場合

(1) 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場

合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。) であること。

(3) 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値) で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下 (公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。) であること。

(4) 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値) で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(5) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値) で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下 (公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。) であること。

(6) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値) で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下 (公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。) であること。

6 当該発行会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合

7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことに

ついでに決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(1) 株式交換

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額（最近連結会計年度において連結経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の連結経常利益（当該5連結会計年度のうち連結経常利益が計上されていない連結会計年度については、連結経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。
- (d) 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益（当該5連結会計年度のうち親会社株主に帰属する当期純利益が計上されていない連結会計年度については、親会社株主に帰属する当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(2) 株式移転

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の

(3) 合併

増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 会社の分割

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該分割による当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 解散（合併による解散を除く。）

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 新製品又は新技術の企業化

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当

(8) 業務上の提携又は業務上の提携の解消

する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この報告事象欄7に係る軽微基準欄において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の

売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の相手方の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(9) 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項

次に掲げるもの（子会社が孫会社取得（発行会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を発行会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。）のいずれにも該当すること。

- (a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 連結会社の最近連結会計年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 連結会社の最近連結会計年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(10) 固定資産の譲渡又は取得

(g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が連結会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

(h) 孫会社取得に係る対価の額(孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。)に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された当該発行会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) リースによる固定資産の賃貸借

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の

<p>(12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p>	<p>最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>(13) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p>	<p>新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>(15) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）</p>	<p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該子会社に係る最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該連結会社の最近連結会計</p>
<p>(16) 商号又は名称の変更</p>	<p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該子会社に係る最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該連結会社の最近連結会計</p>

	<p>年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(b) 当該子会社の最近事業年度の売上高が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(c) 当該子会社の最近事業年度の経常利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(d) 当該子会社の最近事業年度の当期純利益金額が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p>
<p>(17) 預金保険法第74条第5項の規定による申出</p> <p>(18) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て</p>	<p>当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p>
<p>(19) (1)から(18)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	
<p>8 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合</p>	
<p>(1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>	<p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。</p> <p>(b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>(2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは</p>	<p>(a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る最近連</p>

当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 事業の差止めその他これに準ずる処分を求め

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

る仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

(5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等

(6) 不渡り等

(7) 孫会社に係る破産手続開始の申立て等

(8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

(9) 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止

(10) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰

(11) 資源の発見

属する当期純利益の増加額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(12) (1)から(11)までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

9 発行会社の子会社(施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。)の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該発行会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

(1) 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(3) 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実

績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

10 発行会社の第1四半期、第2四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況が定まった場合

11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- (1) 株式の種類の変更
- (2) 発行可能株式総数(優先出資の総口数の最高限度を含む。)の変更(株式の分割の場合における会社法第184条第2項による発行可能株式総数の増加を含む。)
- (3) 株主優待方法の新設、変更又は廃止
- (4) 発行会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優先的申込資格の付与
- (5) 募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。)の引受人(金商法第2条第6項で規定する引受人をいう。)から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与
- (6) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更
- (7) フェニックス銘柄の償還又は消却
- (8) 株式の名義書換の臨時停止
- (9) 株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録(その取下げを含む。)
- (10) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換(株式については会社がその発行する株式を交付すること、新株予約

権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(11) 他の種類の株式への転換が行われる株式のフェニックス銘柄への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されているフェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使

(12) (1)から(11)までに掲げる事項のほか、フェニックス銘柄に関する権利等に係る重要な事項